

名古屋市教育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第52号

名古屋市教育センター条例の一部を改正する条例

名古屋市教育センター条例（昭和56年名古屋市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

35,000円	40,000円	75,000円	35,000円	75,000円	110,000円
1,300円	1,500円	2,800円	1,300円	2,800円	4,100円
800円	900円	1,700円			
1,600円	1,800円	3,400円			
		7,800円			
		4,600円			

を

」

「

52,500円	60,000円	112,500円	52,500円	112,500円	165,000円
---------	---------	----------	---------	----------	----------

1,900 円	2,200 円	4,100 円	1,900 円	4,100 円	6,000 円
1,200 円	1,300 円	2,500 円			
2,400 円	2,700 円	5,100 円			
		11,700 円			
		6,900 円			

に改める。

」

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。